

幕別町ヒグマ出没時の対応方針

1 趣旨

近年、地球温暖化等の気候変動や農村地域の過疎化の進行・人間活動の減少により全国的に野生鳥獣の生息分布が変化したことで、有害鳥獣による農業被害が急拡大しているだけでなく、特に北海道においてはヒグマの出没数が増加しており、平成28年以降、毎年人身被害が発生しているなど深刻な状況にある。このことを踏まえて、北海道においては「北海道ヒグマ管理計画」を策定し、その目的の達成のために「ヒグマ出没時の対応方針」を定めたところである。

幕別町においても、エゾシカをはじめとした有害鳥獣による農業被害の急増に加えて、近年ヒグマの目撃数が増加しており、農村部においては複数の捕獲事例があるなど、今後ヒグマが市街地に出没することも懸念される。

このため、地域住民の生命、財産の保護を目的として、ヒグマ等の出沒の際に関係機関が円滑に連携して対応できるよう、北海道の「ヒグマ出没時の対応方針」を踏まえて、「幕別町ヒグマ出没時の対応方針」を定める。

2 初動対応（被害・出沒状況の把握）

ヒグマの出沒情報（糞、足跡、目撃、被害の発生の発見等）について、幕別町、帯広警察署等に通報があった場合、相互に情報を共有し、現地確認等の必要な措置を講じるほか、関係機関との情報共有及び地域住民等への迅速な情報周知を徹底する。

（1）関係機関との情報共有

ヒグマの出沒情報共有機関

十勝総合振興局、釧路方面帯広警察署、幕別町森林組合、
とかち広域消防事務組合、幕別町内農業協同組合、幕別町教育委員会、
北海道猟友会帯広支部幕別部会

（2）現地確認等の情報収集

ヒグマの出沒情報を踏まえた現地確認等の実施関係機関

釧路方面帯広警察署、北海道猟友会帯広支部幕別部会

（3）情報周知の徹底

町防災無線、町メール送信サービス、町HP、町SNS

3 初動後の対応

北海道が作成した「ヒグマ出没時の対応方針」を基本としながら、出沒状況や現地調査結果を踏まえ、「出沒個体の有害性判断フロー」と「判断した段階に応じた対応方針」に基づき、ヒグマへの対応と地域住民への対応について必要な措置を講ずるものとする。

(1) ヒグマへの対応

- ① 経過観察：ヒグマ出沒の原因などが不明な場合や痕跡等により一定期間経過を見る必要がある場合にパトロールや追跡調査を実施
- ② 防除対策：ヒグマの誘引物の除去（ゴミ等）、電気柵の設置、人の生活圏との緩衝帯を設ける（見通しを良くするための刈払い等）
- ③ 追払い：頻繁に出沒するヒグマに対し、心理的圧力をかけるなどの方法により追払いを実施（安全対策を講じ実施）
- ④ 有害捕獲：箱罠による捕獲、銃器を使用した捕獲

(2) 地域住民等への対応

- ① パトロール：警察や実施隊等と出沒場所周辺パトロールを実施
- ② 防除対策：ヒグマへの誘引物の除去要請、電気柵の設置要請、緩衝帯整備等の実施
- ③ 被害防止措置：ヒグマ出沒が頻発する場合や管理施設内でヒグマ出沒が確認された場合は施設等を閉鎖（立入禁止）するなど、周囲の住民等の安全防止対策を図る
- ④ 行動自粛要請：ヒグマ出沒が頻発する場合には、ヒグマの行動が活発化する時間帯などでの外出自粛や入林自粛を呼びかけるほか単独行動を避けるよう要請

(3) 出沒個体の有害性判断フローについて

有害性については、出沒個体が同一個体かどうか、どのような行動をとるかといった出沒状況に応じてその都度判断する。

(4) 幕別町ヒグマ対策本部の設置

ヒグマの有害性が段階3及び緊急対応型と判断された場合には、幕別町ヒグマ対策本部を設置し、関係機関と連携して対応協議を実施する。

必要に応じ、ヒグマの専門知識を有する有識者の意見を求め対応を実施する。

4 その他

(1) ヒグマ出沒時期の普及啓発活動

ヒグマの活動が活発化する4月～11月にかけて、ヒグマへの注意喚起を目的としたパンフレットの配布や過去にヒグマが目撃された付近にヒグマ注意啓発ポスター又は看板を設置し啓発強化を図る。

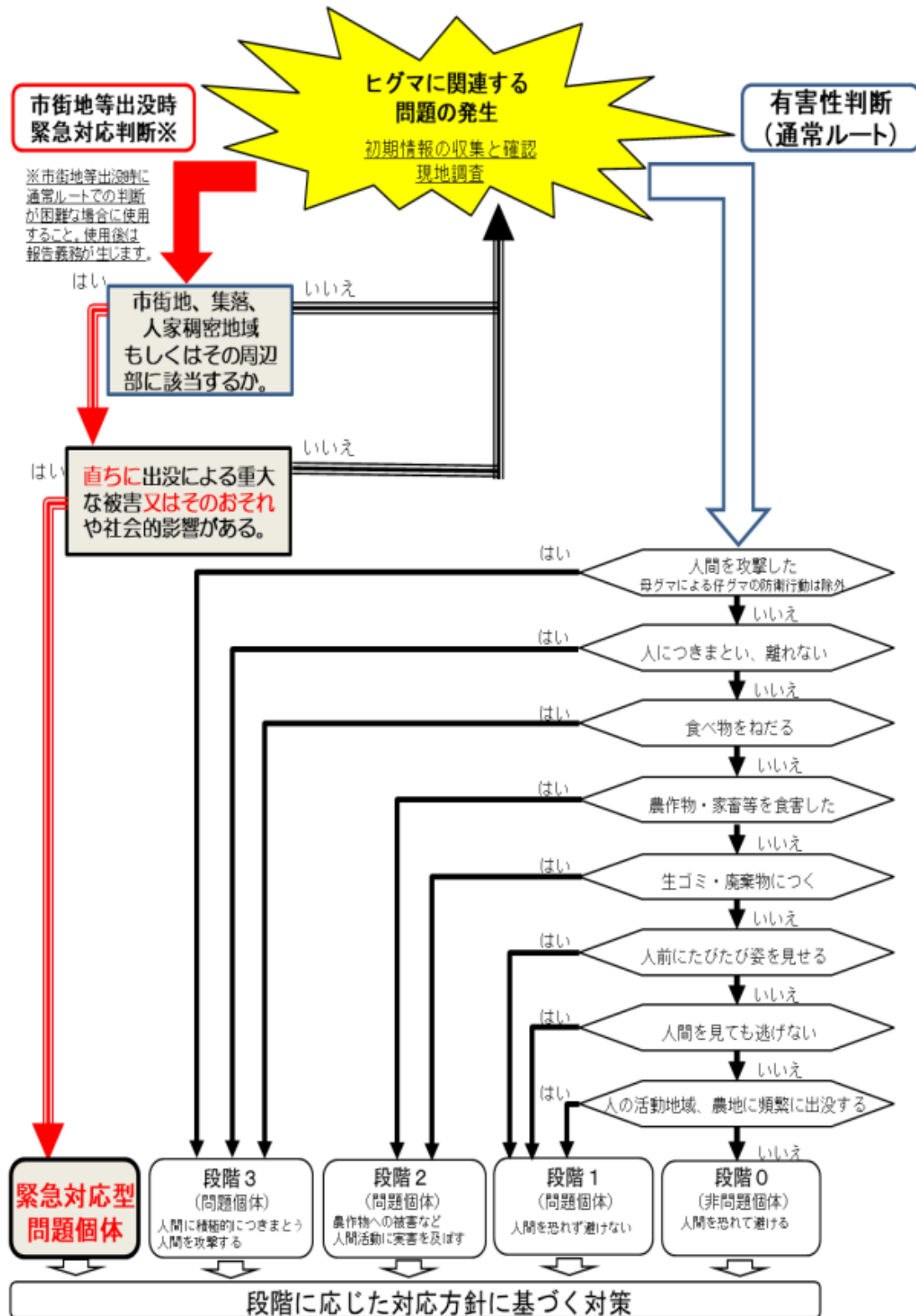
(2) ヒグマ出没情報の周知

幕別町のヒグマ出没情報を住民や観光客などより多くの方に周知することを目的として、町 HP にてオンライン地図サービスを活用したヒグマ出没情報を発信する。

(3) ヒグマの生態に関する普及啓発活動

ヒグマ出没時の対応だけでなく、常日頃からヒグマに対する正しい知識を持って行動することが重要であることから、自然豊かな本町において野生動物であるヒグマが生息しているということを認識し、誘引要因となるごみの放置禁止や野生動物に対する餌付け禁止など、ヒグマとの軋轢を減らす普及啓発やヒグマによる被害を防止するための正しい知識を醸成する普及啓発活動を実施する。

出没個体の有害性判断フロー

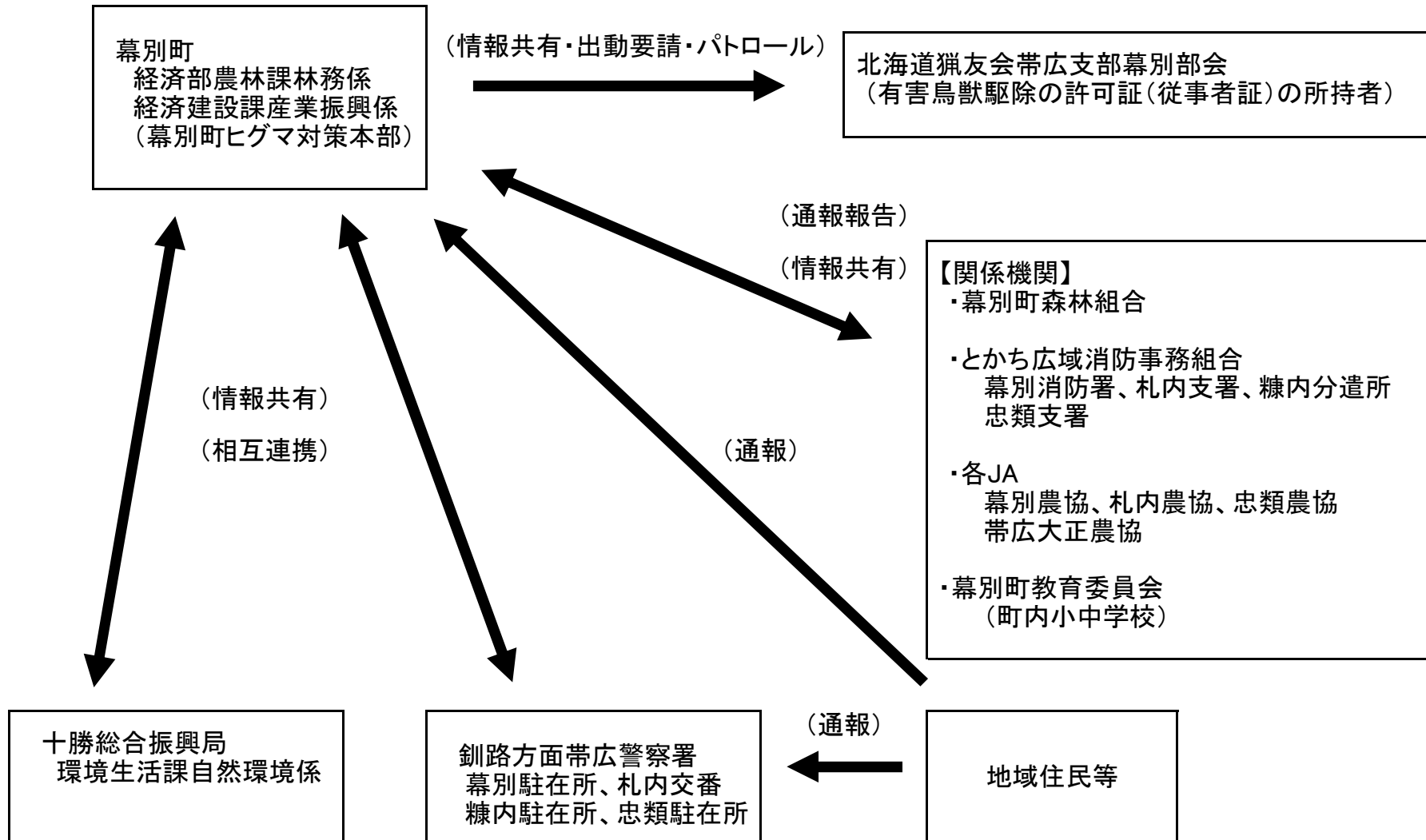


判断した段階に応じた対応方針

有害性判断	出没場所に応じた対応方針		
	市街地、集落、人家地域又はその周辺部	農耕地（農道・農地）	森林地帯
共通事項	○対応 出没、被害発生地域の区分 出没個体及び出没状況の情報収集（必要に応じて現地調査） 出没情報及び被害防止のための注意喚起等の住民周知		
段階 0 (非問題個体)	■行動形態：人間を恐れて避ける		
	○ヒグマ対応：経過観察、防除対策、追払い ○地域住民対応：パトロール、防除対策		
段階 1 (問題個体)	■行動形態：人間を恐れず避けない 例）人家付近、農地に頻繁に出没する 人間を見ても逃げない 人前にたびたび姿を見せる		
	○ヒグマ対応：防除対策、追払い、有害捕獲 ○地域住民対応：防除対策、被害防止措置、行動自粛要請	○ヒグマ対応：防除対策、追払い、有害捕獲 ○地域住民対応：防除対策、行動自粛要請	
段階 2 (問題個体)	■行動形態：農作物への被害など人間活動に実害を及ぼす 例）生ごみ・廃棄物等につく、農作物・家畜等を食害・破損した		
	○ヒグマ対応：防除対策、追払い、有害捕獲 ○地域住民対応：パトロール、防除対策、被害防止措置、行動自粛要請	○ヒグマ対応：防除対策、追払い、有害捕獲 ○地域住民対応：防除対策、行動自粛要請	
段階 3 (問題個体)	■行動形態：人身（攻撃、つきまとい等）、生活への影響		
	【ヒグマ対策本部設置】 ○ヒグマ対応：有害捕獲 ○地域住民対応：被害防止措置、行動自粛要請		
緊急対応型 (問題個体)	○対応：段階 3 と同対応		

※日の出前及び日没後においては、銃器を使用した対象個体の捕獲等は行わない。
 ※市街地等における銃器の使用に当たっては、釧路方面帯広警察署・北海道猟友会帯広支部幕別部会と連携しつつ、警察官職務執行法第4条1項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条の2の適用の可否に基づいて判断する。

幕別町ヒグマ出没時の情報連絡体制



幕別町ヒグマ出没時(緊急時)の協力連絡体制

